

NewsLetter

GENERAL TOPICS	IP5特許庁長会議開催 ····································	2
	韓国特許庁が国際調査等を行ったPCT出願に対する改正事項 ···············	2
PATENTS	- 韓国における特許出願動向 ····································	3
	1) 5Gコア技術"MEC"の特許出願急増 ····································	3
	2) 3 D メモリ半導体の特許出願活発	3
	3) 複合剤及び医療機器に関する特許出願の増加	3
TRADEMARKS	商標不使用取消審判請求増加	5
	アップル社のロゴ" (ご対するパロディー 否認定	5
GENERAL LAW	ゲーム規則は著作権の対象であるという大法院初の判示	7
LEE NEWS	リ・インターナショナル、MANAGING INTELLECTUAL PROPERTY	9
	「IP STARS HANDBOOK 2019」にて優秀ローファームに選定	
	リ・インターナショナル、IAM PATENT 1000 - PATENT PROSECUTION ·····	9
	部門のRECOMMENDED, INDIVIDUALS: PROSECUTION部門で所	
	長の金兌鴻と副所長の申允淑が選定	
	NEW MEMBER ·····	10

GENERAL TOPICS

GENERAL TOPICS

IP5特許庁長会議開催

韓国・仁川市で2019年6月13日に第12回IP5特許庁長会議が開催された。IP5は韓国、米国、日本、中国、欧州特許庁で構成されたグローバル特許庁長業務協議体である。

本会議で、IP5庁長らは、人工知能(AI) 等、第4次産業革命の新技術がもたらす変化に 対応してグローバル特許システムをともに改善し ていくという内容の共同宣言文を採択した。

また、IP5会議では、AI等の革新的技術に対応するための専門タスクフォース(TF)を立ち上げることに合意した。TFは、特許行政に新技術を活用するプロジェクトを含む「IP5協力ロードマップ」を作成することになる。

また、今回の会議では、米国のIDSに関して 先行技術情報の提出を、特許庁間の電子的 交換に代替するモデルが承認され、第4次産業 革命関連の技術分野に設けられた分類改正案 が、国際特許分類(IPC)システムに初めて反映 された成果も確認することができた。

韓国特許庁が国際調査等を行ったPCT 出願に対する改正事項

韓国特許庁は、韓国特許庁が国際調査機関として国際調査を行ったPCT出願の国内段階出願を優先審査の対象に追加すると明らかにした。したがって、韓国特許庁がPCT出願の国際調査報告書を作成した場合、出願人は、その国内段階出願に対して別途に先行技術調査結果を提出しなくても優先審査を申請できるようになった。

また、従来は韓国特許庁がPCT出願に対し 国際調査か国際予備審査のいずれか一方だけ を行った場合は、国内段階出願の審査請求料 を30%減免し、両方とも行った場合には、70% 減免していたが、これを改正して韓国特許庁が 国際調査報告書、国際予備審査報告書のい ずれか一つでも作成した場合には、その国内段 階出願の審査請求料を70%減免すると明らか にした。

このような改正事項が反映された特許法施行令及び特許料等の徴収規則が2019年7月9日に施行された。



PATENTS

PATENTS

韓国における特許出願動向

1) 5Gコア技術"MEC"の特許出願急増

自律走行や実感型メディアサービスを実現するための大容量情報を遅延なくリアルタイムで提供するコア技術である「モバイルエッジ・コンピューティング(MEC)」に関する特許が急増している。特許庁によると、MEC関連特許の出願件数は、2015年以前には49件に過ぎなかったが、2016年は206件、2017年は247件、2018年は345件に増加している。

2016年から2018年までの最近3年間は798件であり、出願人別では出願の30%以上を通信関連企業(ファーウェイ98件、インテル95件、ノキア82件、日本電気44件)が占め、国別では米国264件、中国245件、欧州連合114件、日本90件、韓国44件の順であることが分った。

2) 3 Dメモリ半導体の特許出願活発

特許庁によると、3 Dメモリ関連出願は、2013年以前には年間150件以下に過ぎなかったが、2014年を起点に急激に増え、毎年300件余りの出願が続いている。3 Dメモリ技術は、半導体素子を複数層積み重ね単位面積当たりの格納容量を極大化する製造工法で

あり、代表的なものとして、非揮発性メモリ分野では3D NAND型フラッシュ、揮発性メモリ分野では広帯域幅メモリ(HBM)がある。

3 D NAND型フラッシュに関する出願は、韓国人が78.6%、外国人が21.4%を占めた。また、広帯域幅メモリに関する出願は、サムスン電子とS Kハイニックスが81.4%を占め、外国企業の中ではTSMC、インテル、マイクロン等が出願した。

3) 複合剤及び医療機器に関する特許出願の 増加

特許庁によると、2004年から2018年までの過去15年間で2種類以上の有効成分を含む複合剤(a combination drug that includes two or more active ingredients combined in a single dosage form)に関する特許出願が増加している。2014年から2018年までの最近5年間で109件出願されており、その直前5年間(2009年~2013年)の72件に比べ51.4%と大幅に増加した。これは製薬会社がすでに治療効果が明らかになった有効成分を組み合わせて服用のしやすさや効果等が改善された複合剤を開発する戦略を好んでいることを表している。

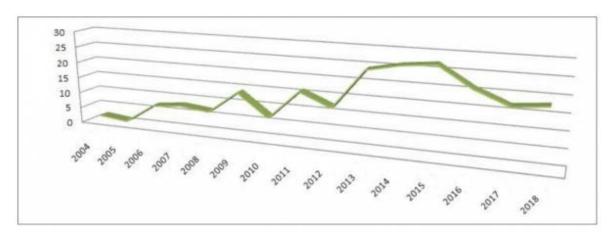


PATENTS

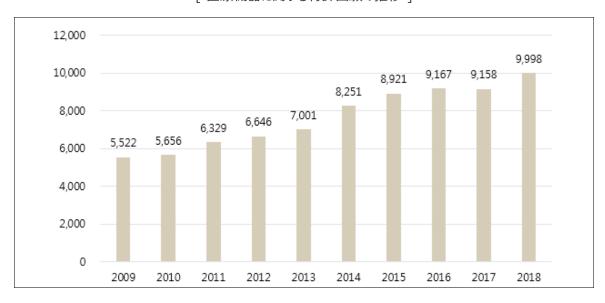
医療機器に関する特許出願は、最近10年間で7万6,494件出願された。年平均にして6.82%ずつの成長であり、これは全特許出願の年平均増加率である1.3%の5倍以上の数字だ。特に、医療情報機器(20.9%)、生体計測

機器(16.6%)分野の特許出願が大きく増加 した。これは人工知能(AI)基盤のヘルスケア機 器、情報通信技術(ICT)を用いた自動化検査 装置等のAI及びICT分野の成長によるものと分 析される。

[複合剤に関する特許出願の推移]



[医療機器に関する特許出願の推移]





TRADEMARKS

TRADEMARKS

商標不使用取消審判請求増加

不使用取消審判は、特許庁の審査を経て その登録要件を全て満たして登録された商標で も、国内で取消審判請求日前の3年以内に商 標権者又は使用権者が登録商標をその指定 商品に対し使用したことが証拠によって立証され なければ、その登録が取消審判請求日に遡及 して取消される制度である。本制度の趣旨は、 商標は使用による信用が構築されることで保護 されるべき価値が高まるにもかかわらず、登録と いう形式的な行為のみによって法の保護が強く 及ぶことは妥当ではないので、不使用の商標は その登録を取消し、他の者に商標選択の機会を 提供することにある。

旧商標法では登録取消の利害関係者のみが不使用取消審判を請求することができた。特許庁は使用せずに登録のみを維持している登録商標の累積により、出願人の商標選択の範囲が狭まっていることを改善するために、誰もが不使用取消審判を請求できるよう法を改正し、2016年9月1日から施行してきた。

特許審判院によれば、審判請求人適格が緩和されたことにともない、2018年一年間に不使用を理由にその登録を取消された登録商標は1,444件に達するものと調査された。これは

2014年に比べ74%増加した数値で、最近、取消審判請求件数は継続的に増加しているという。

このように不使用取消審判が増加傾向にあるだけに、商標権者もこれに対する備えが必要となる。商標権者は商標取消への備えとして、商標を商品に表示したり、広告や取引事実とその日付を立証できる証拠を予め準備しておくことが重要である。特に日付が立証できなければ登録取消を免れられないので、日付を立証できるカタログや取引明細書等の資料を準備しておく必要がある。

一方、出願人は商標選択の自由と経済活動の機会が保障されるように、不使用取消審判を適切に活用する必要がある。

アップル社のロゴ" (ご対するパロディー 否認定)

Apple Inc. のロゴ" (は、りんごの一部分が齧りとられた図形をモチーフとする形態で、韓国に'cases for smart phones and mobile telephones, covers for smart phones and mobile telephones, etc' を



TRADEMARKS

指定商品として商標登録を受けた(以下'先登録 商標'とする)。

一方、携帯電話ケース製造会社の代表であるA 氏は先登録商標を変形して、齧りとられたりんごの 一片にフォークを刺した

形態を結合させた商標" (以下'本件商標'とする)を、Apple Inc. の携帯電話であるiPhone5の専用ケースに使用し、その位置もiPhone本体に表示された先登録商標と同じ位置に表示して販売したところ、商標法違反嫌疑で起訴された。

A氏は、本件商標は先登録商標に創作的な要素を加味してパロディーしたものなので、先登録商標と出所の誤認・混同は発生しないと主張した。しかし、1審及び2審の裁判部は、本件商標は支配的な印象を与えるりんごの形態が先登録商標と完全に同一で、一般需要者は両商標が互いに連関性があるかのように誤認・混同する余地があるため、本件商標は商標権侵害を構成すると判断した。

今回の法院の判決は、パロディーを理由に商標権が無断で侵害される行為がこれ以上拡大されないように、商標権者の権利はもちろん、市場における信頼、消費者の混乱に対する強い保護意志が反映された結果であると思われる。



GENERAL LAW

GENERAL LAW

ゲーム規則は著作権の対象であるという 大法院初の判示

モバイルゲーム Farm Heroes Saga("Farm") を開発したイギリスのゲーム会社'King.com' (原告)が、香港で開発されたモバイルゲーム Forest Mania("Forest")を韓国でサービス 展開していた 'Avocado Entertainment'(被告)を相手取り、「"Forest"は"Farm"のゲーム規則の選択、配列、有機的な組合を模倣した」として、著作権法と不正競争防止法違反を 理由に損害賠償訴訟を提起した。

ソウル中央地方法院は、「抽象的なゲームのジャンル、ゲームの背景、展開方式、規則、ゲームの段階的変化等はアイデアに過ぎないので著作権の対象ではなく、あるアイデアを表現するのに必須不可欠であるか、共通的又は典型的に付随する表現は著作権法の保護対象ではないので、ゲーム方式や規則は作成者の個性のある表現という程度にいたらない限り独占権がなく、誰もが利用することができる」として、'King. com'の著作権法違反の主張を排斥した。しかし、「"Forest"の上市時期、ゲーム規則及び進め方の類似性に照らしてみるとき、"Forest"は"Farm"を模倣したものであり、その他のゲームの表現形式、実行形態、グラフィック等も類似し、

利用者もゲームがほとんど同一なものと感じているので、これは他人の成果を競争秩序に反する方法で利用した不正競争行為第2条第1項チャ目の違反には該当する」として、損害賠償責任については一部認めた。

控訴審であるソウル高等法院は、「アイデアは 著作権の対象ではなく、"Forest"や"Farm" のようなMatch-3-Gameではゲーム規則とい うアイデアを表現する方法はとても制限されざる をえず、特に"Forest"と"Farm"の場合はモバ イルゲームとしてスマートフォンの小さな画面に規 則を表現しなければならないので、ますますその 方法は制限的になる。従って、両者に多少の 類似性が認められるとしても、アイデアの領域に 該当することなので、著作権法違反ではない」と 判示し、ソウル中央地方法院と結論を同じくし た。しかし、ソウル高等法院は「不正競争防止 法は、知識財産権法と矛盾しない範囲におい てのみ著作創作物を保護するもので、知識財 産権の対象ではない他人の成果を利用すること は、原則的には自由な競争の対象となるが、公 正な取引秩序に照らし正当化されない特別な 事情がある場合に限っては違法行為となる」とし



GENERAL LAW

て、"Forest"が"Farm"の人気に一部便乗した点はあるが、その他の点では独自的なアイデアにもとづき多様な創作的要素をもったゲームを提供しているので、不正競争防止法違反ではないと判示し、第1審の結論を覆した。

しかし、大法院は第1審と第2審の結論を再び 覆し、「ゲーム物は製作意図とシナリオを具現する 過程において、構成要素を選択、配列、組合せ ることで、他のゲーム物と差別化された特徴や個 性が現れ、原告のゲームはMatch-3-Gameで はあるが、果実、野菜、豆、太陽、種、水玉を形 状化したキャラクター等により"Farm"を一体感を 持たせて表現しており、独自的な開発経験と知識 にもとづき、それなりの製作意図とシナリオによって 重要な構成要素が選択、配列、組合せられること で個性を持つことになるので、著作物に該当する上 と判示した上で、「"Forest"は"Farm"の展開方 式及び規則をそのまま、又はキャラクターのみを変 えて採用しており、"Farm"と異なる構成要素が 一部追加されてはいても、ゲームの主な進行とは 直接的な関連がなく、ゲームに占める比重は小さ い。従って、"Forest"は"Farm"の製作意図とシ ナリオが技術的に具現された主要構成要素の選 択と配列及び有機的組合せによる創作的な表現 形式をそのまま含んでいるといえ、両者は実質的 に類似するので、著作権の侵害に該当すると判 示した(2017ダ212095)。

大法院はこれまで、著作権の対象を'人間の思想又は感情を具体的に外部に表現した具体的な創作的表現行為'とし、'表現形式ではないアイデアや理論等の思想や感情'それ自体は著作権の対象ではないとしてきた。そのため、既存の下級審判決では、ゲームのジャンル、規則、背景、展開方式等はゲームのアイデアに過ぎないので著作権法では保護されず、アイデアをゲーム化するのに共通的、典型的に付随する表現形式も保護の対象とはならないとしてきた。

しかし、今回大法院が、ゲームの規則を選択、配列、有機的に組合わせることも著作権の対象となると初めて判示したことで、今後ゲーム開発社は他社が類似したゲームを上市した場合、韓国で著作権法による侵害を主張することがはるかに容易になったということができる。しかし、第1審と第2審の結論が異なったことによる他の論点 – 著作権が認められない場合でも不正競争防止法が適用できるか否かー に対しては大法院の判示がなかったので、この部分の結論については他の事件での判断を待たねばならないと思われる。



LEE NEWS

LEE NEWS

リ・インターナショナル、Managing Intellectual Property 「IP Stars Handbook 2019」にて優秀ローファームに選定

リ・インターナショナルが、Managing IPが発刊するIP Stars Handbookで、下記の計3部門において優秀ローファームに選ばれました。また、Patent Starに弊所所長弁理士の金兌鴻(キム・テホン)が、Trademark starに商標部弁理士の羅榮煥(ナ・ヨンファン)が選ばれました。

- · Patent Prosecution/Contentious (特許出願/特許紛争)
- · Trademark Prosecution/Contentious (商標出願/商標紛争)
- Copyright & related rights (著作権および著作隣接権)

MIP(Managing Intellectual Property) は、世界的権威のあるEuromoney Legal Media Group系列の知的財産権専門メディアで、世界の知的財産権全般について洞察力あるレビューと解説、最新のニュースを提供している。

Managing Intellectua Property



リ・インターナショナル、IAM Patent 1000 – Patent Prosecution部門のRecommended, Individuals: Prosecution部門で所長の金兌鴻と副所長の申允淑が選定

リ・インターナショナルが、Intellectual Asset Management(IAM)が発刊する「Patent 1000 – The World's Leading Patent Professionals 2019」にてProsecution部門のRecommendedに選ばれました。

また、弊所所長弁理士の金兌鴻(キム・テホン) と副所長弁理士の申允淑(シン・ユンスク)がIndividuals: Prosecution部門に選ばれました。

IAM Patent 1000は、全世界の主要国における有力な特許法律家関連ガイドであり、各界各層の弁護士、弁理士、企業の社内弁護士への詳細なリサーチ及びインタビューを通してランキングを選定している。





LEE NEWS

NEW Member



パク・ジュンス (PARK, Jun-Soo) 弁理士

半導体、ディスプレイ、通信、ソフトウェアを含む各種電気/電子

分野の特許出願、中間事件などを担当。

2015年に高麗大学電気電子電波工学部を卒業。 弁理士資格を取得後、リ・インターナショナル 特許法律事務所(2014,2019~)、KBK特許法 律事務所(2015~2019)にて勤務。



キム・ホンシク (KIM, Hong-Sik) 弁理士

半導体、通信システム、信号処理、通信およびビジネスモデル

分野などの特許出願、中間事件などを担当。

2015年に延世大学電気電子工学部を卒業。 弁理士資格を取得後、特許法人ムハン (2015~2016)、イ・ゴンジュ特許法律事務所 (2016~2019)にて勤務。





Since 1961



Your trusted local advisor

Lee International IP & LAW GROUP は、1961年の創立以来、知識財産権法務を専門とする韓国屈指のローファームであり、出願や訴訟はもちるんあらゆる法律問題に対し、長年の歴史と経歴に基づいた最上のリーガルサービスをお客様に提供しております。

設立者である李允模博士(1918~1983)は,1960年まで韓国特許庁長を歴任し,韓国知識財産権の法体系の整備と確立に多大な貢献をなすとともに,韓国知識財産権業界の発展にも寄与した業界の先駆者であり,大韓弁理士会の会長を四期にわたり歴任する等の功績により,大統領賞を二度受賞しました。また,李博士は韓国の『発明の日』を制定した人物でもあります。

このような経歴をもつ李博士により設立され、『最高の質と迅速な対応』という経営哲学を継承する Lee International IP & Law Groupの弁理士、弁護士、並びにスタッフ一同は、最高のリーガルサービスをお客様にご提供すべく、絶え間ない努力を積み重ねて参りました。その努力の成果は、韓国の特許出願における平均特許成功率が約70%であるのに対し、当所の平均特許成功率が全体平均の10%p以上を上回っている事実によって証明されており、これは、該当特許分野に精通した担当弁理士と技術スタッフによる、先端専門技術に対する検討分析能力向上のための日ごろからの努力による賜物であると言えます。

商標分野では,商標出願の高い登録率はもとより,異議申立,審判,抗告においても高い勝訴率を記録しております。また,豊かな経験と独自的なノウハウに基づいた卓越した商標検索能力によりお客様の登録権利及び著名商標の保護に万全を期しております。

なお,著作権法,コンピュータープログラム保護法,営業秘密保護法,独禁法,ライセンス,合弁事業等の法律分野においても,ベテラン弁護士が,お客様からのあらゆるご要望に迅速かつ的確に対応し,知識財産権分野以外にも,一般訴訟・仲裁,企業の法務,関税・国際通商を含む包括的なリーガルサービスを提供できるようOne-Stop処理システムで対応しております。

当所は、『常に謙虚な姿勢で"迅速"、"的確"、"丁寧"に』をモットーに、所員一同高品質のサービス提供に努めております。特に、日本語の習得には全所員が力を入れ、日本のお客様にご満足いただける高レベルの日本語によるリーガルサービスを提供しております。

